

周防大島町空き家等の適正管理に関する条例案についての意見募集結果

○ 概 要

意見の募集期間 平成24年4月16日（月）～平成24年5月11日（金）

意見提出者 5名

○ ご意見の趣旨と地域活性化特別委員会の考え方

ご意見の趣旨	地域活性化特別委員会の考え方
自治会長等が情報提供者になっているが、自治会長へ依頼文を送付したり、アンケート調査をしないと、実効性のある条例にならない。	各自治会等で選任された行政連絡員の集会において説明するとともに、自治会長への依頼文送付や町広報、議会広報、ホームページを活用し、条例の趣旨や情報提供等についてお知らせすることを提案してまいります。
自己所有地に隣の空き家の木やガラスの破片が入ってきており、有効利用ができない状態である。空き家の所有者（町外居住）は放置しており、何度連絡をしても聞き入れず改善されない。 ・20年以上放置されていれば、近くの住民や道路へも被害を与えていると考えられるので、何年という期間を設定しそれ以上放置している場合は、所有の権利を消滅させるべきである。 ・放棄同然に何十年も放置している場合、処分されても口を出す権利はないとするのが正当な空き家条例だと思う。	固定資産税の納税通知書を送付する際に条例文を同封することや、ホームページ等を活用して、空き家等を適正に管理していただきたいとする本条例（案）の趣旨を周知することが啓発の第一歩であると考えています。 憲法に「財産権はこれを侵してはならない。」と明記され、所有権が保障されています。空き家等が管理不全な状態の場合は、助言、指導、勧告等により適正な管理を求めることを規定しています。長期間放置されているからといって、所有の権利を消滅させたり、権利者以外が処分することは基本的にはできないのが現状です。
この条例（案）では、実施は厳しいものと思われる。実行を担保するための検討項目として ・情報提供者は、町民（匿名可）と自治会長の二者とする。（利害関係のある自治会長は報告しない恐れがある。） 自治会長から町長への報告は義務化する。	実態は厳しいものになると予想されます。空き家等の適正な管理に向けて第一歩を踏み出したという意向をご理解いただきたいと思います。 情報提供は、適正な管理が行われていない状況等に応じてされるもので、自治会長等が情報提供ができると規定しています。また、情報